


令和元年12月24日

## 要 望 書

三田市長 森 哲男 様

大原区区长 

平素は、当区の自治会活動に格別のご尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、トーカンマンション東側に位置する大原内陸排水路に面する三田市管轄の畦畔(別添)について、隣接する農地所有者が、長年にわたりボランティアで害虫駆除や畦畔の保全のため草刈りをし、その刈草を焼却してきたところです。

しかし、近年になってその畦畔を草刈りし焼却をすると、トーカンマンションの住民から「煙たいので消せ」、「健康被害になるので焼却を止めろ」等の罵声をあびせられるなどの状況となりました。また、平成29年頃より、刈草の焼却について、匿名による通報を受けて出動した警察官から長時間にわたる事情聴取を受けたり、場合によっては三田警察署に呼び出され供述調書をとられる事態も発生しています。このような状況から、三田市所有の畦畔の草刈りを善意で行っているにも関わらず、その場で焼却することができず、放置しておくとも草は延び放題となり害虫が発生して大変困っているところです。

三田市は、「市内には、市の管理地がたくさんあり、地元で草刈り及びその処理をお願いしている」、「市が回収できるところまで刈草を出してもらえれば対応する」とのことであるが、高齢者には大変な作業となります。

三田市は、農業の省力化が野外焼却減少にもつながる方策として、防草ネットや除草剤などの取り組みも予算化に向け、具体的に検討するやに聞いています。

三田市管理の大原内陸排水路に面する畦畔に繁茂する雑草等の処理については、本来、三田市が処分すべきものであると考えます。市が草刈りをせず、隣接の農地所有者に負担を課すことは本末転倒であると言わざるを得ません。

については、これまでどおり安心して農業を続けられるように、三田市管理の大原内陸排水路に面する畦畔について、予算化に向けて検討されている防草ネットを早急に設置していただきますよう節に要望します。

